

## 139 被災酒類等の救済措置

問 販売のために所持していた酒、たばこがこの度の災害により被災し、商品として販売できる状況にありません。酒税、たばこ税について、救済措置があれば教えてください。

答

災害を受けた酒類、たばこ、揮発油などに対する救済処置の概要は次のとおりです。

### 1 災害を受けた酒類、たばこ、揮発油などに対する救済処置

酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者が販売のために所持している酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について救済措置を受けることができます。

（注）① 酒税、たばこ税、揮発油税などとは、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税です。

② 飲食業者（酒場、料飲店、ホテルその他酒類を取り扱う接客業者の方をいいます。）の方も、自己の営業場において飲用に供するため所持していた酒類が被災した場合は、この手続により救済措置を受けることができます。

### 2 救済措置を受けるための手続等

この救済措置を受けるためには、販売業者が「被災確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1か月以内に被災地の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受ける必要があります。

## 140 不動産取得税関係（住宅が全壊、同居の長男が新築）

問 災害により住宅が全壊しました。私は老齢なので同居している長男が新築することにしました。この場合、新潟県中越大震災による被災家屋の代替家屋を取得した場合の不動産取得税の減免措置は適用されますか。

答

新潟県では、災害で被災した家屋に代わる家屋を取得したときは、当該新築又は増築した家屋にかかる不動産取得税を減免する制度がありますが、新潟県中越大震災によって損壊した家屋の代替家屋を取得した場合の減免額の算定について特例制度を設けました。（Ⅲ参考資料集 102 ページ参照）

災害で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の減免制度については、代替家屋の取得者が被災した家屋の所有者の配偶者又は一親等の血族であり代替家屋に同居していれば減免措置は適用されることになっています。

なお、被災家屋所有者の年齢や資力の有無は関係ありません。

### 141 不動産取得税関係（住宅が全壊、別居の長男が新築）

問 災害により長岡市の実家（父親所有）が全壊しました。別居している長男の私が新潟市に代替家屋を新築し、親と同居しようと思っていますが、新潟県中越大震災による被災家屋の代替家屋を取得した場合の不動産取得税の減免措置は適用されますか。

答

代替家屋を取得した人が被災した家屋の所有者の配偶者及び一親等の血族であり、災害のあった日以後において生計を一にしている場合については、減免措置の対象とする取扱いとしているので、質問のように、親と同居するのであれば、減免措置は適用されます。

なお、この減免措置は新潟県の条例に基づくものですから、他県において代替家屋を取得された場合は、代替家屋の所在地の都道府県庁へお問い合わせください。

### 142 不動産取得税関係（家屋が一部損壊し新築する場合）

問 新潟県中越大震災により被災した家屋は一部損壊ですが、築30年経過のため取り壊し、従来より広く新築する予定です。この場合、減免措置は適用されますか。

答

り災証明等で一部損壊が確認されれば適用されます。

なお、減免措置の適用面積は被災した家屋の被災部分の床面積に限られます。

### 143 不動産取得税関係（共同住宅所有者が代替家屋を取得）

問 アパート等の共同住宅の所有者についても、災害で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の不動産取得税の減免措置は適用されますか。

答

減免措置については住宅に限りません。取得した不動産が被災した家屋と同一用途であれば、減免措置の対象となります。

また、代替家屋の取得者が被災した家屋の所有者の配偶者及び一親等の血族であり、生計を一にしている場合については、真に代替不動産と認められる場合に限り、減免措置の対象としています。

144 固定資産税関係（住宅が全壊、現場は更地）

問 10月23日の地震で住宅が全壊し取り壊しました。11月20日に滅失登記し更地になっています。この場合、平成17年度の固定資産税について住宅用地が減額される課税特例は適用されないのでしょうか。

答

災害により滅失、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で住宅用地の特例の適用を受けていた土地については、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において住宅用地として使用できないと市町村長が認める場合は住宅用地の特例の適用が受けられます。

したがって、平成17年度と平成18年度の2年間は住宅用地とみなされて減額特例が適用されます。

【関係法令等】地方税法349条の3

